

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

告示

目 次

次

昭和三十九年十月十三日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県告示第五百七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十月十三日

岩美郡岩美町大字田後字向山北側四五一七、四五一八(次の図に示す部分に限る。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字向山北側四五一七、四五一八

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◇ 告示

解除予定の保安林にする旨の通知

健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

飼料の分析検査の概要

土地の立入の通知

◇ 人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

理容師試験及び美容師試験の実施

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

00708

3 昭和39年10月13日 火曜日 鳥取県公報 第3573号 (第3種郵便物認)

(第3種郵便物)

00707

(第3種郵便物)(認)

2

鳥取県告示第五百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名	開設者氏名 指 定 年 月 日	採用点数表
島 医 院	鳥取市湖山町 内科、外科、呼吸器科 島 重夫	昭和三十九年九月二十六日 乙表点数表
中島医院 尚徳分院	米子市榎原 内科、小兒科	中島 重行

鳥取県告示第五百七八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地	申出の受理年月日
野口内科	米子市角盤町四丁目五番地 昭和三十九年九月一日

中島医院 尚徳分院

榎原一、四一七の三番地 二十六日

鳥取県告示第五百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十月十三日

鳥取県知事 石破二朗

国民健康保険法第三十七条第五項による申出都道府県名

申出の受理年月日

療養取扱機関名 所 在 地	国民健康保険法第三十七条第五項による申出都道府県名
野口内科	米子市角盤町四丁目五番地 全国 昭和三九、九、一
石井歯科医院	鳥取市吉岡温泉町六六五 全国 昭和三九、九、一
大谷医院	八頭郡若桜町大字若桜一九四 全国 昭和三九、九、一
多名部歯科医院	用ケ瀬町大字用瀬 全国 昭和三九、九、一

鳥取県告示第五百八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年十月十三日

鳥取県知事 石破 朗

指定期年月日 名称 所在地 開設者

昭和三十九年九月二十八日 島 医院 鳥取市湖山町田1117-1 島重夫

鳥取県告示第五百八十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年十月十三日

辞退年月日 指定医療機関の名称 鳥取県知事 石破 朗

昭和三十九年九月三十日 福井 医院 東伯郡東伯町鈎一五三ノ四番地

昭和三十九年十月十三日 福井 医院 東伯郡東伯町鈎一五三ノ四番地

鳥取県告示第五百八十一号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第十一一条第一項の規定に基いて、昭和三十九年六月から昭和三十九年七月までの間に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十月十三日

(第3種郵便物)

5 昭和三十九年十月十三日 火曜日 鳥取県公報 第3573号

00710 (第3種郵便物)

昭和三十九年十月十三日 火曜日 鳥取県公報 第3573号

4

鳥取県告示第五百八十一号 飼料分析結果表

製造事業場の名称及び所在地 並びに飼料の名称	収去場所及び収出年月日	検査結果					
		成分検査		結晶性		その他の検出物	摘要
表示区分	粗たんぱく質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	法第15条の2に属するもの		
山陰くみあい飼料株式会社 (境港市外江町彦根新田3743の1) くみあい標準配合飼料成鶏用 3号粒餌	境港市外江町彦根新田3743の1 昭和三九年6月12日	3560	17.0 以上 以下	3.0 以下 以上	7.0 以下 以上	11.0 以下 以上	粗たんぱく質(%)
(")	"	3554	14.0 以上 以下	7.0 以下 以上	9.0 以下 以上	10.0 以下 以上	粗たんぱく質(%)
(") くみあい標準配合飼料大雞用1号	"	3554	13.5 以上 以下	14.7 以下 以上	4.3 以下 以上	6.6 以下 以上	粗たんぱく質(%)
(") くみあい配合飼料種雞用1号	"	表 12.5	17.0 18.0	3.0 4.0	7.0 4.9	11.0 9.5	炭酸カルシウム5.0% アルファルファ3.0% 第3種 妥当と認める。
(") くみあい配合飼料ブロイラー	"	"	18.0	3.0	6.5	8.0 9.7% アルファルファ 2.0% 第3種 妥当と認める。	炭酸カルシウム5.0% アルファルファ3.0% 第3種 妥当と認める。
(") くみあい配合飼料マル大乳牛用 3号	"	"	13.7	18.2	3.6	3.3 5.8% アルファルファ 2.0% 第3種 妥当と認める。	炭酸カルシウム5.0% アルファルファ3.0% 第3種 妥当と認める。
(") くみあい配合飼料マル大養豚用 基礎	"	18.0	2.0	8.0	8.0 △5.0% アルファルシウム2.0% 第3種 妥当と認める。	炭酸カルシウム5.0% アルファルファ3.0% 第3種 妥当と認める。	△粗灰分

00713

(第3種郵便物)
認
公報 第3573号

昭和39年10月13日 火曜日 鳥取県公報 第3573号

盲学校	事務長	"	"
県立養護学校	事務主任	"	"
中学校	事務主任	"	"
小学校	事務主任	"	"
市町村立養護学校	事務主任	"	"

監査委員	局長	次長	係長	事務吏員、技術吏員、技術員相當職	主事補、技術員相當職	主事補、技術員相當職
				の等級に属さない職	の等級に属さない職	の等級に属さない職

同表の注1中「高等学校（直、らう、養護学校を含む。以下この注に記す。）事務長、県議会事務局課長補佐及び監査委員次長」を「高等学校事務長、盲学校事務長、らう学校事務長、県立養護学校事務長及び県議会事務局課長補佐」に改め、同表の注1のただし書きを削る。

規則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十月十日から適用する。

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和39年10月13日

鳥取県知事 石破二朗

試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和39年11月11日 午前9時

(2) 実地試験

日時 昭和39年11月30日 午前9時
場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂

受験資格

次の(1)から(4)までの一つに該当する者で、理容師試験受験者にあっては厚生大臣の指定

において、美容師試験受験者にあっては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあっては1年以上、夜間課程にあっては1年4ヶ月以上、通信課程にあっては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地練習を経たもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者
- (4) 理容師試験受験者にあっては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受験者にあっては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学

9 昭和39年10月13日 火曜日 鳥取県公報 第3573号

4 出願方法

(1) 顧書の提出期間
昭和39年10月23日から昭和39年10月30日まで(郵送のものについては、昭和39年10月30日までの消印のあるものを有効とする。)

(2) 顧書の提出先

ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
イ 県外居住者は、鳥取市東町 鳥取県厚生部衛生課

科試験に合格した者でなければ受けることができない。

正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年
月日を記載したもの

- (4) 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に替えて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知の写しを提出すること。

5 試験手数料

(1) 試験手数料は、500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけ納付すること(収入証紙に消印を押さないこと。)

(2) 納付した手数料は、還付しない。

6 試験場に特參するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

受験通知書、昼食及び上ばき

00716

(第3種郵便物)
認

昭和39年10月13日 火曜日 鳥取県報公報

第3573号

(第3種郵便物)
認

昭和39年10月13日 大曜日 鳥取県報公報

(第3種郵便物)
認

第3573号

昭和39年10月13日 大曜日 鳥取県報公報

- イ 理容師試験を受ける者
白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
美容師試験を受ける者
白衣及びコールドバー・マネット・ウェーブ等の施術
上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品
実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、
美容のモデルは、なるべく年令18才から30才まで
の者で髪に著しい癖のない者であること。

8 その他

- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
(2) 試験について不明の点がある場合は、所在地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
(3) 文書による照会には、10円切手を同封すること。

別記様式(CB列5判)

理容師(美容師)受験願書

収入証紙
はりつけ

本籍

住所(番地及び○の方も記入すること。)

(ふりがなをつける)

姓

名

年 月 日生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験いたしたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

年 月 日 氏 名

鳥取県知事 石破二期 殿

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書きすること。

00715